

いすみ市地域防災計画

第1編 総則

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成	総-2
第1節 計画の目的	総-2
第2節 計画の構成	総-3
第2章 計画の基本的な考え方	総-4
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-4
第2節 地域防災力の向上	総-4
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	総-5
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-6
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-7
第4章 地勢概要等	総-19
1 地勢	総-19
2 地質	総-21
3 気象	総-24
4 社会環境	総-24
5 過去の災害	総-25

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、いすみ市防災会議が策定するこの計画は、平成19年5月に策定して以来、その間に、水防法や被災者生活再建支援法の関係法令の制定・改正が行われるとともに、平成23年3月11日には、マグニチュード9.0という過去最大級の地震である東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、東北3県を中心に広域かつ甚大な被害が発生した。

本市においては、人的被害はなかったもの、住家の半壊1棟、一部損壊44棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟などの家屋被害や水産業に物的被害をもたらすなど、防災対策に係る多くの課題、教訓をもたらした。

また、令和元年9月の令和元年房総半島台風（台風15号）は、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、本市では住家267棟、非住家88棟などの被害があったほか、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水も発生した。

さらに、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日の大雨でも、住家被害をはじめ、土砂崩れや倒木など大きな被害が発生した。

千葉県では、国の防災基本計画の修正をはじめ、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風などの災害発生状況等も踏まえ、令和3年度に防災計画の修正がなされた。

本市においても東日本大震災や令和元年房総半島台風（台風15号）などの教訓や課題への対応と、今後想定される災害等に備えた防災対策の強化を図るため、県の地域防災計画の修正との整合性を図るとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、県、近隣市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害や各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 地震・津波対策編

〔地震・津波対策編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕

第3編 風水害対策編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

第7編 大規模停電編 の7編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、新設したものである。

第2編地震・津波対策編は、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、人的被害はなかったもの、本市においても、住家の半壊1棟、一部損壊44棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟などの家屋被害や水産業に物的被害をもたらすなど、津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため修正したものである。

第2編地震・津波対策編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する千葉県の上野市を踏まえ、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害対策編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第7編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに4編に分類し、放射性物質事故、大規模火災・停電等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

この計画に定めのないものについては、第3編風水害対策編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、東日本大震災による教訓や課題を踏まえ、津波緊急避難場所の指定や避難誘導看板、標高表示板等の設置、津波緊急避難地マップの作成など、防災対策の強化に努めてきたところである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、地震や洪水、津波などの災害に対する防災意識の高揚と地域や家庭での自主的な防災活動を推進し、「心の防波堤を築くことで減災につなげる」との防災意識の向上を図るとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平常時から正しい知識を持ち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、自らが考え、行動できるようにするため、自助の取組みの強化を図る。

市では毎月5日を「いすみ市 市民防災の日」と定め、「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」を合言葉に、保育所や学校、地域などに対し、巡回防災教育を実施し、「子どもから大人へ」と、地震や洪水、津波などの災害に対する防災意識の高揚と地域や家庭での自主的な防災活動を推進し、いざというときの命を守る心得を根付かせ、「心の防波堤を築くことで減災につなげる」減災の取組みを推進し、防災意識の向上に努めるものとする。

東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の設置促進及び機能強化や地域における防災活動の中核となる人材を養成するなど、共助の取組みの強化に努める。

また、学校現場における防災教育については、学校と地域、行政が一体となり、自らの命を守るための防災に関する教育の普及促進を図る。

さらに、県や近隣市町村、民間団体等との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市で

も、老人保健施設との津波時における一時避難施設としての使用に関する協定や、営農組合・大型量販店などとの物資の供給の応援に関する協定、土地家屋調査士会との間で家屋の被害認定等に関する協定の締結や、近隣市町での相互応援協定の締結など、様々な分野での連携が進んでいる。

自助・共助の取組みの強化と併せ、県などの防災関係機関（公助）とも連携を図り、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

また、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化が進展している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、民生委員児童委員や地元行政区、自主防災組織などの防災関係機関などと連携し、要配慮者の安否確認や避難支援など、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。

被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、県の防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市域に係る災害対策を実施するにあたり、県及び防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者、自主防災組織等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【いすみ市】

- 1 いすみ市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災市営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員に関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、県への派遣要請及び隣接市町間の相互応援協力に関すること
- 15 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

【事務組合】

(夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部(以下「消防本部」という。))

- 1 消防本部及び消防署との連絡調整に関すること
- 2 職員の招集に関すること
- 3 災害対策本部の設置に関すること
- 4 避難の伝達及び誘導に関すること
- 5 関係機関との連絡に関すること
- 6 被災者の救急、救助に関すること
- 7 被害調査及び被害報告に関すること
- 8 情報の収集及び伝達に関すること
- 9 災害広報に関すること
- 10 医療機関との協力体制に関すること

11 危険地域の警戒、被害箇所の確認に関する事

12 被害箇所の応急処置に関する事

(夷隅環境衛生組合)

1 被災地及び避難所のし尿収集及び処理に関する事

2 し尿処理施設の被害状況調査及び保全管理に関する事

(いすみ医療センター)

1 災害時における病人等の収容及び保護に関する事

2 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事

【千葉県】

1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事

2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事

3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事

4 災害の防除と拡大の防止に関する事

5 災害時における防疫その他保健衛生に関する事

6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事

7 被災産業に対する融資等の対策に関する事

8 被災県営施設の応急対策に関する事

9 災害時における文教対策に関する事

10 災害時における社会秩序の維持に関する事

11 災害対策要員の動員、雇上げに関する事

12 災害時における交通、輸送の確保に関する事

13 被災施設の復旧に関する事

14 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事

15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都县市間の相互応援協力に関する事

16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事

17 被災者の生活再建支援に関する事

18 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

(夷隅地域振興事務所)

1 支部内の連絡調整に関する事

2 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事

3 市の指導及び連絡調整に関する事

4 災害救助についての応援に関する事

(夷隅土木事務所)

- 1 水防の全般に関すること
- 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること
- 3 その他土木関係の災害対策に関すること
- 4 災害救助についての応援に関すること

(夷隅健康福祉センター)

- 1 医療助産に関すること
- 2 食品衛生、生活衛生(動物を含む)及び飲料水に関すること
- 3 防疫に関すること
- 4 保健活動(栄養指導及び精神福祉活動を含む)に関すること
- 5 災害救助に関すること
- 6 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること

(夷隅農業事務所)

- 1 農業関係(土地改良事業を含む)の災害対策に関すること
- 2 災害救助に関すること

(南部林業事務所)

- 1 林業関係の災害対策に関すること
- 2 災害救助に関すること

(勝浦水産事務所)

- 1 水産関係の災害対策に関すること
- 2 災害救助に関すること

(南部漁港事務所、同大原支所)

- 1 水産関係の災害対策に関すること
- 2 災害救助に関すること

(東上総教育事務所、同夷隅分室、大原高等学校、夷隅特別支援学校)

- 1 所管施設及び所管業務における固有の災害応急対策に関すること

(いすみ警察署)

- 1 災害情報に関すること
- 2 被災者の救出及び避難に関すること
- 3 死体(行方不明者)の捜索並びに検視に関すること

- 4 交通規制に関する事
- 5 交通信号施設等の保全に関する事
- 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- 5 津波、火山警報等の伝達に関する事

(関東財務局千葉財務事務所)

1 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事

2 融資関係

- (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事
- (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関する事

3 国有財産関係

- (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
- (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
- (3) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
- (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
- (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
- (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事

4 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- (1) 災害関係の融資に関する事
- (2) 預貯金の払戻し及び中途解約に関する事
- (3) 手形交換、休日営業等に関する事
- (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
- (5) 営業停止等における対応に関する事

(厚生労働省関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- 2 関係職員の派遣に関する事
- 3 関係機関との連絡調整に関する事

(農林水産省関東農政局)

1 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事

2 応急対策

- (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事
- (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事
- (3) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事
- (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- (5) 営農技術指導、家畜の移動に関する事
- (6) 応急用食料・物資の支援に関する事
- (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事
- (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事
- (9) 関係職員の派遣に関する事

3 復旧対策

- (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事
- (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事

4 その他

災害時の政府所有米穀の供給に関する事 (農林水産省生産局)

(林野庁関東森林管理局)

- 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関する事
- 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事

(経済産業省関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

(経済産業省 関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- 2 鉦山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事

(国土交通省関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- 2 災害時における被害者、災害必要物資などの輸送調整に関する事
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事
- 4 災害時における応急海上運送に関する事
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事

(国土交通省関東地方整備局)

1 災害予防

- (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- (2) 通信施設等の整備に関する事
- (3) 公共施設等の整備に関する事
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
- (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
- (7) 豪雪害の予防に関する事

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
- (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事
- (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
- (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
- (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(第三管区海上保安本部 勝浦海上保安署)

- 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事
- 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事
- 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事
- 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事

(東京管区気象台 銚子地方気象台)

- 1 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事

- 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関する事
- 3 災害時における気象観測資料の提供に関する事

(総務省関東総合通信局)

- 1 非常無線の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）TEAM）による災害対応支援に関する事
- 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関する事
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

(厚生労働省千葉労働局)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関する事
 - (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
 - (2) 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

【指定公共機関】

(東日本電信電話(株)千葉支店・(株)NTTドコモ)

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 医療救護に関すること
- 2 こころのケアに関すること
- 3 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- 4 血液製剤の供給に関すること
- 5 義援金の受付及び配分に関すること
- 6 その他応急対応に必要な業務に関すること

(日本放送協会)

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 4 被災者の受信対策に関すること

(東日本高速道路(株))

- 1 東日本高速道路の保全に関すること
- 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(東日本旅客鉄道(株))

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(日本通運(株) 千葉支店)

災害時における貨物(トラック)自動車による救援物資および避難者の輸送の協力に関すること

(東京電力パワーグリッド(株))

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被害施設の応急対策と災害復旧に関すること

(KDD I(株))

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本郵便(株))

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

【指定地方公共機関】

(社団法人千葉県エルピーガス協会)

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

(いすみ鉄道(株))

- 1 鉄道施設の保全に関する事
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- 3 帰宅困難者対策に関する事

(社)千葉県医師会(一般社団法人夷隅医師会)

- 1 医療及び助産活動に関する事
- 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事

(社)千葉県歯科医師会(一般社団法人夷隅郡市歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関する事
- 2 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関する事

(千葉県薬剤師会(一般社団法人外房薬剤師会))

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- 3 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事

(千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム)

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事

(社)千葉県トラック協会(長夷支部)、千葉県バス協会)

災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(千葉県道路公社)

- 1 所管道路の保全に関すること
- 2 所管道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

【公共的団体】

(いすみ農業協同組合)

- 1 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 農作物の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あっせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- 5 農産物の需給調整

(夷隅東部漁業協同組合)

- 1 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あっせん

(いすみ市商工会)

- 1 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

((福)いすみ市社会福祉協議会)

- 1 要配慮者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【市民及び事業所等】

(市民)

- 1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食糧・飲料水その他の生活必需物資の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じること
- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- 3 住民自らが隣近所・地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努めること

(事業所)

- 1 事業所における防災体制の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること
- 2 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること
- 3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

(ボランティア団体)

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

(いすみ市行政協力員連絡協議会)

- 1 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に関する事
- 2 災害に関する事項の報告に関する事
- 3 災害時における広報広聴に関する事
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火の協力に関する事
- 5 被害状況調査に関する事

(自主防災組織)

- 1 地域単位の自主的防災活動に寄与する事
- 2 災害発生後の出火の防止や初期消火に関する事
- 3 災害情報の収集伝達、避難誘導に関する事
- 4 被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施に関する事

第4章 地勢概要等

1 地 勢

(1) 位 置

本市は、千葉県の南東部に位置し、ほぼ45km圏に千葉市、75km圏内に首都圏の主要都市がある東側は太平洋に面し、北部は長生郡一宮町、睦沢町に、西部は大多喜町に、南部は勝浦市、御宿町に接している。

位 置	極 東	E 140° 24' 55" N 35° 18' 21"
	極 西	E 140° 15' 14" N 35° 16' 46"
	極 南	E 140° 23' 00" N 35° 11' 32"
	極 北	E 140° 20' 41" N 35° 20' 46"
	市役所所在地	
	大原庁舎 いすみ市大原7400-1	E 140° 23' 07" N 35° 15' 14"
	夷隅庁舎 いすみ市国府台1524-1	E 140° 18' 42" N 35° 17' 4"
	岬 庁舎 いすみ市岬町長者549	E 140° 23' 12" N 35° 17' 59"
	面 積	157.44km ²
	海岸線延長	約21.5km

(2) 地 形

本市は房総半島中央部にある上総丘陵の東部に位置し、市域の北部には流域の大きな二級河川夷隅川が流れ、太平洋に注いでいる。

夷隅川の流域は、県下で最大の多雨地帯で、上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生し、降雨・暴風等により洪水等の被害を受けやすい地形的条件にあるとともに、太東崎から夷隅川の河口を隔てて和泉浦、日在浦に続き、八幡岬まで7.6kmの遠浅の海岸線が続き、津波の影響を受けやすい地域である。

北東部には九十九里平野の南端に位置する太東岬があり、ここで九十九里浜は終わる。これより南方は、少しずつ丘陵地になっている。

南西部はなだらかな房総丘陵に連なり、中央部には溜池や河川水を利用した水田が広がる。南部では、特に国道128号沿線から海岸まで丘陵地が続き、磯海岸になっている。

(3) 山地・平野

房総半島中央部に広がる上総丘陵は、標高200～300m程度の低い丘陵である。房総丘陵の一支脈であるこの上総丘陵は、夷隅川で南北に分断されている。この上総丘陵が夷隅川によって開析され、河岸段丘の発達する沖積平野が丘陵地に囲まれるように広がっている。

本市の北部に位置する岬地域は、夷隅川の本流、北側は桑田川、椎木川等の支流により、南側は弓取川、江場土川、テビと呼ばれる無名川等に浸食され、その運ばれた土砂は、低地に堆積して谷底平野を造っている。これを夷隅川低地と呼ぶ。谷地は谷頭まで

水田となっており、丘陵斜面は全て林地、急こう配の直線斜面は風化層となっている。

昭和46年の集中豪雨の際は、大部分が難透水性の岩盤の丘陵で、透水性土層が薄く、折からの台風により丘陵斜面の林地がゆさぶられ、根の張り方の浅いところでは風化土層の斜面が崩壊し滑落した。

大原地域の丘陵地は、大井・岩船丘陵塊、大原中・北寄瀬・釈迦谷丘陵塊、高谷・高塚山丘陵塊、山田・名熊丘陵塊、大野・荒木根丘陵塊というような五つの地塊の集合によって成り立っている。北西方向に中心をもって構成される同心円状に丘陵塊が分布しているようにみえる。地形のみならず、これを構成する地中の様子も、地層は北西方向に傾きをもったものとなっている。

いすみ市の西部に位置する夷隅地域は、夷隅川流域に田園地帯が広がり、低地及び段丘の標高は、大部分が100m以下であり、最も高い荒木根山でも157.8mである。

(4) 河川

市内の主要河川は、利根川に次ぐ流路面積を誇り、県下5番目の流路延長を有する夷隅川などの夷隅川水系と塩田川水系の河川等があり、その概要は以下のとおりである。

[二級河川]

水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)
夷隅川	夷隅川	左・右岸各 65,063	299.40
"	江場土川	左・右岸各 2,700	7.60
"	落合川	左・右岸各 9,927	47.10
"	山田川	左・右岸各 8,100	13.40
"	大野川	左・右岸各 8,120	4.80
塩田川	塩田川	左・右岸各 3,670	33.60
"	新田川	左・右岸各 1,400	5.20

[準用河川]

水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)
夷隅川	松丸川	左・右岸各 3,500	
"	神置川	左・右岸各 5,000	
"	正立寺川	左・右岸各 2,000	
"	初音川	左・右岸各 2,000	
"	権現堂川	左・右岸各 400	
"	須賀谷川	左・右岸各 700	
"	上山田川	左・右岸各 6,300	8.10
"	奥山田川	左・右岸各 550	
"	権木川	左・右岸各 2,250	7.00
"	桑田川	左・右岸各 2,200	7.30
"	三軒屋川	左・右岸各 1,300	3.80
"	弓取川	左・右岸各 720	1.50
江場土川	海老川	左・右岸各 3,400	
塩田川	上塩田川	左・右岸各 3,750	9.20
ピチャ川	ピチャ川	左・右岸各 900	0.53

(5) 海岸

本市の海岸線は、九十九里浜の最南端太東岬から岩船まで、総延長約21.5kmに及ぶ長い海岸線を有している。

九十九里浜のその南東部に位置する太東崎は、海食壁で標高約10mから最高68.8mの起伏量をもっており、その延長は4.5kmに達する。

南に夷隅川河口を隔てて、約1.5kmの砂州の和泉浦に続き、3.1kmの砂州や砂浜を持つ日在浦に連なって八幡岬に達している。

八幡岬より岩船までの海岸線は、磯海岸となっている。

市域には、県管理の太東漁港（第1種漁港）、大原漁港（第3種漁港）及び市管理の岩船漁港（第1種漁港）の3港があり、その外郭施設の延長は、約6.4kmになる。

2 地質

千葉県のごとくが関東構造盆地の南半分位置する。

この構造分地の基盤岩（花崗岩、変成岩等）は、関東山地や筑波山地と呼ばれる関東平野周辺の山岳地や犬吠崎付近等で地表に露出しているが、本県の中央部では最も深いところで5,500mを超え、盆状の形状をなしている。

一方、構造盆地内に堆積する地層は、比較的新しい地層で、下位より保田層群、三浦層群、上総層群、下総層群及び平野や河川沿いの地域に分布している沖積層である。

なお、これら層群間には地殻運動によると考えられる不整合が存在する。すなわち、黒滝不整合（三浦層群と上総層群の間）、東京湾不整合（上総層群と下総層群の間）、沖積層基底に発達する不整合現象などである。

また、最後の沖積層基底の不整合は、地殻変動に伴う下総層群の堆積盆の隆起とウルム氷期の海水準低下によって形成された現象であるため、関東構造盆地内のほとんどの地域で認められている。この不整合の上位には沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。これらの地層を地震地質学的観点からみた場合、各不整合を境として地震波の速度が異なるとともに振動特性も変わってくる事が知られている。本市においては、関東構造盆地に堆積する地層のうち、鮮新世から洪積世にかけて埋積した上総層群と呼ばれる海成層が広く分布しており、下部から浪花層、大原層、黄和田層、大田代層、梅ヶ瀬層が連なる。

房総半島を形づくっている上総層群は、基底となっている黒滝不整合を境として、堆積期を通じて徐々に発達、上になる下総層群基底の長沼不整合期に大きく発達したことが初源となり、南北性の断層を多数生じている。

大原地域の八幡岬から新田、釈迦谷、長志を経て下布施、山田六区方面に発達する大原層や、夷隅川以北の丘陵で夷隅地域まで続く大田代層などでは南北に伸びる大きい断層がいくつも見られる。

また、夷隅川本流、支流沿いの丘陵を切る谷底平地や夷隅川河口地域、海岸部の平野には、海岸の浜砂及び段丘堆積物によって形成された沖積層が分布する。

- ・梅ヶ瀬層 谷上の長谷隧道から西へ尾根をたどり、県道夷隅・茂原線周辺以北の市野々、須賀谷にかけて分布する。
厚い砂を含んだ砂泥互層であり、走向は北東－南西、傾斜四～八度北西、全体の層厚は約 310m である。
- ・大田代層 夷隅川以北の丘陵で、厚い黄褐色の砂と青灰色の薄い泥岩の互層と、青灰色泥岩と薄い砂岩の互層との複互層をなしており、鍵層として白い凝灰質砂岩層を挟んでいる。走向は北東－南西、傾斜は 4～7 度北西であり、層厚は 200～210m である。
- ・黄和田層 太東崎付近の海岸から井沢、鴨根、嘉谷、東など、夷隅川以南の丘陵を幅広く覆っている。ほとんど一様な灰色泥岩からなり、ときに細粒砂岩及び軽石質凝灰岩を挟んでいる。走向は北東－南西、層厚は約 600m にも達する。
- ・大原層 泥岩と数十センチ以下の砂層との互層で、八幡岬から新田、釈迦谷、沢部、長志を経て、下布施、山田六区方面に伸びる。布施地区では、南北性の断層によって分断され、大きくずれている。
- ・浪花層 泥岩を主とし、薄い砂岩及び凝灰質泥岩層を挟む。浪花地区の海岸から南西に向かって大原台、上布施から御宿町方向に伸びている。

3 気象

千葉県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなど、内陸性気候の特性がみられる。

関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では約1,400mm前後であるが、南部では約2,100mmと多くなっている。

南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。

また、風速においては、本県が半島をなしていることから、一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

4 社会環境

本市は、房総半島東部に位置し、市内を夷隅川と支流の落合川等が流れ、肥沃な大地の恵みを受け、稲作や梨栽培、漁業を中心とした農林水産業が基幹産業である。

地下資源としては、世界有数のヨウ素があり西部では、天然ガスも含めて日宝化学(株)、合同資源産業(株)などがかん水から採掘を行っている。

交通は、海岸線を南北に走る国道128号線と、東西に走る国道465号線をはじめ、千葉・茂原方面及び勝浦方面を結ぶJR外房線と、いすみ市と大多喜町を結ぶいすみ鉄道（昭和63年に第三セクター方式により運営）が運行されており、市外への広域移動を支えている。

しかし、基幹産業である農業も後継者不足などにより、農地の荒廃や耕作放棄地が増加し、本来の農地として保水能力などの機能が低下している。

また、建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることから、災害対策のより一層の強化が求められる。

さらに、急速な高齢化の到来は、高齢者などの要配慮者と呼ばれる人々の増加をもたらしている。

本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめている。

5 過去の災害

(1) 本市が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

西暦年月日 (日本歴)	震央地名	マグニチュード	最大震度	地 変・津 波、人命・家屋等の被害
1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	南海トラフ沿い	7.9		<p>〔慶長地震〕 房総半島東岸に大津波が来襲した。</p> <p>この日の地震は午前と夜半の二回続けて起こった。最初の地震は南海道沖に震源を有するもので、房総の海岸は約4kmにわたって干潟となり、無数の魚貝を拾うことができた。二回目の地震は房総半島沖に震源を有するもので、沖合いすさまじく鳴動するうちに津波が起こり、小山の中腹まで押し寄せた。このため、安房、上総、下総の海岸45カ所の漁家民家はことごとく押し流され、人畜の溺死するもの数を知らず。また、山崩れによって海が埋められ山となったところもあるという。(旧町史より)</p>
1655.4 (明暦元年)				4月、東上総の地大いに震う。
1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)		8.0		<p>〔延宝地震〕 勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。</p> <p>房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0～7.5m、矢指戸村5.5～7.0m、岩船浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0mなどであった。</p> <p>東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名</p>

西暦年月日 (日本歴)	震央地名	マグニチュード	最大震度	地変・津波、人命・家屋等の被害
1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	房総沖	8.2	6	<p>〔元禄地震〕</p> <p>安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。</p> <p>房総沿岸に大津波があった。</p> <p>各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5mなどであった。</p> <p>丑刻(午前2時)武蔵、相模、安房、上総諸国の地大いに震い、続いて海嘯暴溢し、小田原、鎌倉、安房の長狭、朝夷の両郡、上総の夷隅郡等その災いを被れり、余震年を越えて止まらず。夜八ツ時(午前2時)大地震となり辰巳(南東)の方より大浪打ち、浪の高さ一丈五尺(約4.5m)、宮前村は三分の一、浪があがり、江場土表通りに打込み、大川通り、荻谷、大滝下までとまり、白井郷潮音寺ふちまでに至った。このとき田方二、三尺砂で埋まり、畑方一二尺通り押し払われ、麦作は一切なかった。 (長者 大木喬三家文書)</p> <p>「…去末十一月二十二日夜、大地震に付津浪により、百姓家数七〇件余打流し人馬共に大分果し申候…」 (和泉 飯縄寺文書)</p> <p>「十一月二十二日夜八ツ大地震にて津浪中滝下迄上ヶ申候て、川通り欠伸分…」 (押日村 小高家文書「古新畑内改水帳」)</p>

西暦年月日 (日本歴)	震央地名	マグニチュード	最大震度	地 変・津 波、人命・家屋等の被害
1855.11.11 (安政2年10月2日)	東京湾北部	7.2	6	〔江戸大地震〕 浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。木更津の海岸で小規模な津波がみられた。 四ツ時（午前10時）大地震、明け方まで一三度、二十日まで余震あり。渡辺信家「公私日記」によれば「亥子（北北西）の方より揺り来り…庭の石燈籠倒れ、土蔵の壁少々ひび入る」 (千葉県気象災害史)
1877.5.11 (明治10年)				〔チリ北部沿岸地震〕 九十九里浜では正午ころ、にわかに海辺へ大浪が打ちあげ、そのうち穏やかになったが、午後四時ころに再び沖の方から大浪が打ち寄せ、見る間に海岸が平ら一面の浪になり、溺死者負傷者が出た。(旧町史より)
1923. 9. 1 (大正12 年)	相模湾	7.9	6	〔関東大震災〕 安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。 千葉県全体で死者1,335 名、負傷者3,426名、行方不明者7 名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919 戸、焼失647戸、流失71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。 11 時 58 分大地震起こる。 震源は神奈川県平塚市郊外金目付近の地下約30km と推定される。 〔太東村〕 ・住民に関する被害 死傷なし 発震当時住民の分布状態は人口の約半数は屋

西暦年月日 (日本歴)	震央地名	マグニチ ユード	最 大 震 度	外及山頂、社寺等の高所を選び一昼夜避難す。 地 変・津 波、人命・家屋等の被害
				<ul style="list-style-type: none"> ・建物に関する被害 漁家の物置1棟倒潰。 〔古沢村〕 ・死傷者なし ・住家の傾斜せるもの破損せるもの 16戸 非住家 7戸 〔長者町〕 ・死者なし 軽傷者3人 ・全壊せるもの 住家 1戸、非住家 5戸、半 壊せるもの 住家なし、非住家 17戸 ・小学校建物被害少し ・道路一部破損、一時通信不通 〔中根村〕 ・特に記載すべき事項なし 〔大原町〕 ・一部瓦屋根、土壁の落下あり 〔東海町〕 ・死傷者なし、建物特記事項なし 〔東村〕 ・住民建物ともに被害なし ・小学校の瓦震落、硝子障子の破損あり 〔布施村〕 ・人畜の被害なし 〔浪花〕 ・住民建物に被害なし 〔国吉町〕 ・電気、通信不通、隧道崩壊 ・倒潰 3棟 ・観音堂内避難所に火の粉が飛来
1923. 9. 2 (大正12年)	勝浦沖	7.4	6	<p>勝浦付近では関東地震より強く揺れた。 小津波があった。洲崎で波高30cmになった。 勝浦で瓦の落下など小被害があった。</p>

西暦年月日 (日本歴)	震央地名	マグニチュード	最大震度	地 変・津 波、人命・家屋等の被害
1953.11.26 (昭和28年)	房総半島 南東沖	7.4	5	〔房総沖地震〕 銚子付近で最大波高3m記録したが、被害なし。 2時49分頃太東岬の南東約150kmを震源とする顕著な地震が起こった。地震による直接の被害はなかった。 (旧町史より)
1960. 5. 23 (昭和35年)	チリ 沖	8.5		九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で67cmであった。 津波による被害は死者1名(銚子)、負傷2名、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haに及んだ。
1987. 12. 17 (昭和62年)	千葉県東 方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。 千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792か所が発生した。 なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
2011. 3. 11 (平成23年)	三陸沖	9.0	5弱	〔東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)〕 東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等の

西暦年月日 (日本歴)	震央地名	マグニチ ユード	最大 震度	地 変・津 波、人命・家屋等の被害
				<p>ライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。</p> <p>銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観測。17時過ぎに最大潮位となる第3波2.5mを観測した。</p> <p>潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km²に達した。</p> <p>この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。</p> <p>(いすみ市の被害状況)</p> <p>潮位の観測 勝浦 1.8m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 軽傷者 1名 ・住家被害 半壊 1棟、一部損壊 44棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟 ・非住家被害 一部損壊 4棟、床上浸水 6棟、床下浸水12棟 ・水産施設 転覆漁船 3隻、横転漁船 6隻、漁具 2箇所、その他施設関係 21箇所
2020.6.25 (令和2年)	千葉県東 方沖	6.1	5弱	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 軽傷者 1名

(2) 主な風水害

災害原因	発生年月日	被害の概要						がけくずれ発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
集中豪雨	昭和45年7月1日			16	34	95	479	1,560
台風25号	昭和46年9月6日、7日	11	5	27	54	393	1,151	1,057
台風4号	平成19年7月14日			4	1	73	144	110
房総半島台風(台風15号)	令和元年9月9日				11			
東日本台風(台風19号)	令和元年10月12日				3			
10月25日の大雨	令和元年10月25日						3	

(出典：各旧町 町史より)